

「読書バリアフリーと著作権」

筑波大学附属視覚特別支援学校 宇野和博

1. 読書に困難のある児童生徒の現状

- (1) 具体的にはどのような困難があるの？
- (2) どのくらいいるの？
- (3) どんな方法で本を読んでいるの？

2. 著作権との関わり

- (1) 著作権法第37条
- (2) 学校図書館でできる支援について
 - ・どんなものを製作できるのか
 - ・誰が、誰に対して製作できるのか

3. 学校図書館へのメッセージ

- (1) 点字図書館や公共図書館との連携
- (2) 参考書、副読本へのニーズ
- (3) 実態を知り、一人ひとりに合った読書のかたちに出会えるようなサポート

「著作権法」

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

「著作権法施行令」

(視覚障害者等のための複製等が認められる者)

第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

へ 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条の学校図書館